

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	合志市 住宅管理システム基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅
②事務の概要	合志市では、公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 公営住宅の家賃決定等に当たっては、公営住宅法の規定に従い、入居者からの収入報告に基づき、月額家賃や敷金を決定する。また、家賃の収滞納や入居者の適正な管理を実施している。
③システムの名称	公営住宅システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 同居者情報ファイル、2. 保証人情報ファイル、3. 承継者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第27号及び第93号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表53及び124の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部
②所属長の役職名	都市計画課課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[O]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを取り扱う事務に従事する職員は、マイナンバー取扱に関する研修を毎年受講し、マイナンバーを取り扱う際の注意事項等について教育・啓発を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	平成26年8月5日時点	平成28年2月10日時点	事後	
平成29年3月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	平成26年8月5日時点	平成28年2月11日時点	事後	
平成29年3月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	平成28年2月10日時点	平成29年3月16日時点	事後	
平成29年3月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱数 いつ時点の計数か	平成28年2月10日時点	平成29年3月16日時点	事後	
平成30年2月28日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長	都市計画課長 中島眞由美	都市計画課長 岩男竜彦	事後	
平成30年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	平成29年3月16日時点	平成30年2月28日時点	事後	
平成31年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	平成30年2月28日時点	平成31年2月6日時点	事後	
平成31年3月5日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署①部署	事業部 都市計画課	都市建設部 都市計画課	事後	
平成31年3月5日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長	都市計画課長 岩男竜彦	都市計画課長	事後	
平成31年3月5日	「Ⅳリスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第7項 同法別表第二 第31号・第54号	番号法第19条第8項 同法別表第二 第31号・第54号	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	平成31年2月6日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和4年1月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱数 いつ時点の計数か	平成31年2月6日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和5年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	令和4年1月14日時点	令和5年3月17日時点	事後	
令和5年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱数 いつ時点の計数か	令和4年1月14日時点	令和5年3月17日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	令和5年3月17日時点	令和7年2月25日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱数 いつ時点の計数か	令和5年3月17日時点	令和7年2月25日時点	事後	